

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年11月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	東久留米市	
4. 届出番号	12	
5. 独自利用事務の事例番号	67-3	
6. 独自利用事務の対象者	心身に障害を有する者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年6月29日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	52	
10. 保護評価書の名称	心身障害者福祉手当に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E6%9D%B1%E4%B9%85%E7%95%99%E7%B1%B3%E5%B8%82&ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E7%A6%8F%E7%A5%89%E6%89%8B%E5%BD%93&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=4&opn_date_from_month=8&opn_date_from_day=10&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=4&opn_date_to_month=11&opn_date_to_day=10&count=20	
12. 委任関係		▼

執行機関名 東久留米市長

心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東久留米市中心身障害者福祉手当条例(平成27年東久留米市条例第48号)に基づく心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第8の項 東久留米市中心身障害者福祉手当条例(平成27年東久留米市条例第48号)に基づく心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	東久留米市中心身障害者福祉手当条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、「精神又は身体に障害を有する児童」について「特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ること」を目的とする。	第一条 この条例は、「心身に障害を有する者」に対し、「心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ること」を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東久留米市中心身障害者福祉手当条例(平成27年12月25日東久留米市条例第48号)